

議案第 17 号

三朝町介護保険条例等の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険条例等の一部を改正する条例

（三朝町介護保険条例の一部改正）

第 1 条 三朝町介護保険条例（平成 12 年三朝町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
附 則 第 8 条 略 <u>（平成 29 年度における保険料率の特例）</u> <u>第 9 条 平成 29 年度における保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>（1） 令附則第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる者 40,200 円</u> <u>（2） 令附則第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる者 60,300 円</u> <u>（3） 令附則第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる者 60,300 円</u> <u>（4） 令附則第 19 条第 1 項第 4 号に掲げる者 72,360 円</u> <u>（5） 令附則第 19 条第 1 項第 5 号に掲げる者 80,400 円</u>	附 則 第 8 条 略

<p>(6) <u>令附則第 19 条第 1 項第 6 号に掲げる者 96,480 円</u></p> <p>(7) <u>令附則第 19 条第 1 項第 7 号に掲げる者 104,520 円</u></p> <p>(8) <u>令附則第 19 条第 1 項第 8 号に掲げる者 120,600 円</u></p> <p>(9) <u>令附則第 19 条第 1 項第 9 号に掲げる者 136,680 円</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 29 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180 円とする。</u></p>

(三朝町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 三朝町介護保険条例の一部を改正する条例（平成 15 年三朝町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(平成 27 年度及び平成 28 年度の保険料率の特例)</u></p> <p>2 <u>第 2 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者に係る平成 27 年度及び平成 28 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180 円とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率の特例)</u></p> <p>2 <u>第 2 条第 1 号に掲げる第 1 号被保険者に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180 円とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。